

# 告 示

埼玉県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん加須浜町店

埼玉県加須市浜町十四 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場

二の出入り口から会の川北面道路への車両通行は、昭和中学校と、

三俣小学校の通学路に指定されているため、営業時の出入り口の交通整備員の配置は必要不可欠である。また、自動車での来店客に対し、帰路の際には低速走行を促す標示等の設置をお願いしたい。

## 二 縦覧期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年四月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター